

# 令和8年度第2次那須塩原市地域公共交通計画推進等支援業務 仕様書

## 1 業務の名称

令和8年度第2次那須塩原市地域公共交通計画推進等支援業務

## 2 履行場所

那須塩原市内ほか

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

## 4 支払条件

業務完了後1回払い

## 5 業務の目的

本市では、平成30年3月に策定した那須塩原市地域公共交通網形成計画に基づき、同月に策定した那須地域定住自立圏地域公共交通網形成計画と連携を図りつつ、計画の実現に向けた各種取組を推進してきた。

令和5年3月に策定した、第2次那須塩原市地域公共交通計画（以下「計画」という。）について、引き続き各種取組を推進していく。

また、次期計画の策定に向けたデータ等の収集及び分析を行っていく。

本業務では、地域公共交通に関する専門的知見に基づく技術的助言等を受けながら、現在の計画の推進を図ることを目的とする。

## 6 業務の内容

### (1)次期計画策定に向けた地域公共交通計画の現状診断

国土交通省において公表している「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」、  
「地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」」等に準拠した方法で、現状の把握  
(データの収集)及び次年度以降の計画策定に必要なデータの分析、課題整理等を行う。

また、「栃木県地域公共交通計画」「那須地域市の関連計画」の内容に即した分析についても併せて行う。

※「那須地域市の関連計画」については、現行計画の11ページを参照

### (2) 計画の推進に係る支援業務

計画に定めた取組を推進するため、次の支援業務を行うものとする。

- ・(1)と一部重複するが、今年度は、計画の計画期間が令和9年度末で終了することを踏

まえて、次期計画の策定に向けた地域バスの現状の把握、分析及びバス運行にかかる国県の動向調査を行う。また、このほかに必要な支援を行う。(年3回程度打合せを行う)

- ・「ゆータク」の利便性向上に向けた AI オンデマンドの導入 (R8 年度導入予定) 及び停留所の配置の見直し (クリニック、商業施設等の追加など) に向けた分析、提案、支援を行う。
- ・利便増進を見据えた「ゆーバス」、「ゆータク」の路線再編やサービス改善等の可能性の検討支援を行う。
- ・その他計画取組項目の実現に向けた支援 (主にメールを想定)

### (3) 計画評価に関する支援業務

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年法律第59号) 第7条の2に規定する評価を行うため、次の支援業務を行うものとする。

- ・評価のためのデータ収集及び那須塩原市公共交通会議 (以下「交通会議」という。) に諮るための資料作成

### (4) 会議等の運営支援業務

地域公共交通会議等の運営支援に係る次の業務を行う

#### 【対象の会議】

- ・那須塩原市地域公共交通会議 (年3回程度)
- ・那須定住自立圏公共交通アドバイザーとの打合せ (年3回程度)

※公共交通アドバイザーとの打合せ業務は、「令和8年度第2次那須地域定住自立圏地域公共交通計画推進等支援業務」の同じ業務項目の中で併せて実施するもので、那須塩原市と那須地域定住自立圏の打ち合わせを別々に行うものではないことに留意すること。

#### 【業務の内容】

- ・会議資料作成補助
- ・説明補助
- ・会議録作成

## 7 成果物

本業務の成果を報告書として作成し、次に掲げる成果物を紙媒体及び電子データで5部提出すること。

- ・業務報告書
- ・その他業務で使用した資料一式
- ・上記成果物の電子データ一式 (CD-R 又は DVD-R)

## 8 その他

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成して那須塩原市に提出し、承認を得ること。業務計画書は任意様式とするが、主な記載事項は次のとおりとする。

- ・作業に従事する者（業務全体を統括する責任者を含む。）の名簿と連絡先を明記した作業体制図
- ・業務項目別の工程表

(2) 連絡調整等

受託者は、本業務の履行期間中、進捗状況等に関する那須塩原市との打合せを適宜実施すること。また、本業務の履行に当たり、那須塩原市から助言等を求められた際は、速やかに回答等を行うこと。

(3) 情報提供

本業務により受託者が調査等を行い作成した資料については、那須地域定住自立圏の関係市町の地域公共交通計画の推進に関連し、資料の提供を求められる場合がある。

この場合において受託者は、那須塩原市からの求めに応じて、本業務を遂行する上で、支障のない範囲内で資料提供を行うものとする。

(4) 個人情報等の取扱い

那須塩原市が貸与し、又は提供する資料に記載された個人情報及び業務に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。